

# 通勤や職場等における支援が必要な障害者を雇用する 事業主の方へ

<障害者介助等助成金及び重度障害者等通勤対策助成金に新たなメニューが加わりました>

## 重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金 重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金 (令和2年10月1日施行)

市町村等が「就業中の支援が必要」と認めた障害者を雇用する事業主が、障害者が行う業務の介助や通勤の援助を重度訪問介護等サービス事業者に委託する場合に、委託費用に係る助成金を支給します。

対象となる障害者	対象となる措置	支給限度額	支給期間
①②③のいずれにも該当する者  ①・重度訪問介護サービスの利用者 ・同行援護の利用者 ・行動援護の利用者  ②・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者  ③「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」を実施する市町村等が通勤や職場介助等の支援が必要と認めた者	<b>職場での介助</b> (業務に必要な介助)  ・パソコンの操作代行、文字盤や口文字等の読み取りなど	<b>月額 133,000円</b> (中小企業：150,000円)  ・対象者1人あたり ・委託費の4/5を助成 (中小企業：9/10)	委託した年度の末日まで
	<b>通勤援助</b>  ・公共交通機関の利用に必要な援助	<b>月額 74,000円</b> (中小企業：84,000円)  ・対象者1人あたり ・委託費の4/5を助成 (中小企業：9/10)	委託した日から3か月まで

### 【留意事項】

- 職場での介助のうち喀痰吸引や体位交換など生活に必要な介助と、4か月目からの通勤援助は「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」の支援対象となります。
- 助成金の支給申請には、市町村等が確認した支援計画書が必要です。
- 支援計画書の作成については、対象となる障害者が居住する市町村等にご相談ください。

助成金を受給するためには、定められた要件を満たす必要があります。

詳しい内容につきましては、申請する事業所が所在する都道府県支部高齢・障害者業務課（東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課）へお問い合わせいただくか、機構ホームページでご確認ください。

<http://www.jeed.or.jp/disability/subsidy/index.html>